部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第１７０号
(生企、地域、少年、生環、捜一、
捜二、組対、交指、交機、高速、
備一、備二)
平成28年３月30日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

〔沿革〕平成28年12月20日刑企発第577号
平成29年８月18日刑企発第392号
平成30年６月20日刑企発第221号
平成31年２月18日刑企発第４４号
令和元年12月13日刑企発第485号
令和４年３月30日刑企発第127号
令和４年５月30日刑企発第270号
令和５年３月22日刑企発第107号
令和５年７月７日刑企発第270号
令和６年３月25日刑企発第173号
令和６年11月21日刑企発第411号
令和７年３月24日刑企発第９６号
令和７年５月21日刑企発第183号

捜査指揮に関する規程の運用解釈等について（通達甲）

捜査指揮に関する規程（平成26年１月本部訓令第１号。以下「規程」という。）の運用解釈及び留意事項に関し「捜査指揮に関する規程の施行に伴う運用解釈等について（例規）」（平成26年１月６日刑企発第１号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、規程の運用解釈等に関し下記のとおり定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第１　規程の運用解釈

１　本部長指揮事件関係

本部長指揮事件に係る運用解釈は、別表第１の本部長指揮事件運用解釈のとおりとする。

2　本部長報告事件関係

本部長報告事件に係る運用解釈は、別表第２の本部長報告事件運用解釈のとおりとする。

3　事件指揮簿関係

(1)　指揮簿省略対象事件

ア　規程第７条第１項第２号に規定する事件指揮簿の作成を省略できる事件（以下「指揮簿省略対象事件」という。）は、認知時に被疑者が判明していないオートバイ盗及び自転車盗の手口に分類される事件とする。ただし、これらの事件であっても、次に掲げる事件については、事件指揮簿を作成し、捜査指揮を受けなければならない。また、指揮簿省略対象事件に該当する事件であっても、事後の捜査により被疑者が浮上又は検挙に至った場合には、その時点で事件指揮簿を作成し、必要な捜査指揮を受けなければならない。

(ｱ)　本部長指揮事件及び本部長報告事件

(ｲ)　証拠物件のある事件

(ｳ)　広域性及び連続性が認められる事件

(ｴ)　組織的犯行であると認められる事件

(ｵ)　その他署長が必要であると認める事件

イ　指揮簿省略対象事件は、事件指揮、検挙に至る捜査等そのものを省略するものではないので、被害届の決裁等により、事件の発生状況等について確実に署長又は刑事官まで報告すること。

(2)　事件指揮簿の保管

ア　県本部事件主管課長は、本部長事件指揮簿及び事件指揮簿並びに本部長報告事件に係る事件指揮簿の写しを編てつし、保管するものとする。

イ　交機隊長、高速隊長及び署事件担当課長は、本部長事件指揮簿及び事件指揮簿をそれぞれ編てつし、保管するものとする。

4　捜査主任官の指名関係

(1)　捜査主任官指名事件一覧表の作成等

捜査主任官の指名については、指名された捜査主任官ごとに別記第１号様式の捜査主任官指名事件一覧表（以下「指名事件一覧表」という。）を作成し、指名を受けた捜査主任官が閲覧できるようにしておかなければならない。また、異動等により捜査主任官が交代する場合は、事後の捜査に支障が生じないよう指名事件一覧表により確実に引継ぎを行わせるものとする。

(2)　捜査主任官の指名の省略

規程第10条ただし書の規定により捜査主任官の指名が省略できる事件については、指揮簿省略対象事件と同様とする。ただし、事後の捜査により被疑者が浮上又は検挙に至った場合には、その時点で捜査主任官を指名するものとする。

第２　捜査運営上の留意事項

１　捜査幹部による的確な捜査指揮

(1)　客観的証拠による事実の判断

捜査主任官は、捜査に当たっては、事件の全容を把握し、常に客観的な視点をもって事件内容の検討を行い、証拠を十分に吟味して事実の判断を行うよう努めなければならない。

(2)　捜査主任官による報告

捜査主任官は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第20条第２項各号に掲げられた職務を行うに当たっては、本部長、捜査担当部課長又は署長の指揮が的確に行われるようにするため、これらの者に対し、必要な報告をしなければならない。

(3)　合理的な捜査指揮

捜査幹部は、事案の軽重に応じて、各捜査項目ごとに立証上の必要性を的確に判断することにより、緻密かつ適正な捜査指揮に努めなければならない。

２　捜査主任官に対する教養

刑事企画課長は、捜査主任官の職務の的確な遂行を図るため、指導教養資料を作成し、全ての捜査主任官に配布するものとする。

３　捜査書類作成上の留意事項

(1)　捜査書類作成上の注意

捜査書類の作成に当たっては、平易かつ簡潔な言葉を用いなければならない。特に、裁判員裁判対象事件の捜査書類を作成する場合は、裁判員が事件の内容を十分に理解し、適正な心証が形成できるよう、簡潔明瞭な作成に努めなければならない。

(2)　捜査書類の指印

ア　供述調書その他の捜査書類に指印させるときは、右手示指によるものとする。ただし、これによることができないときは、中指とし、以下環指、小指、拇指の順とする。

イ　右手全指が欠損しているときは、左手示指とし、以下アのただし書の順序によるものとする。

(3)　被疑者供述調書等の作成上の注意

ア　取調べ官は、録取した内容を被疑者に確認させるに当たり、被疑者に対し録取内容を読み聞かせるとともに、自首調書、供述調書（甲）及び弁解録取書（以下これらを「被疑者供述調書等」という。）を閲覧させる機会を与えなければならない。ただし、通訳人を介して又は取調べ官が自ら外国語を使用して取調べを行う場合等、録取内容を被疑者に確認させるに当たっては、通訳人又は取調べ官が対応部分を指し示しつつ、読み聞かせなければならない。

イ　取調べ官は、アにより録取内容を確認させた後、被疑者自身に被疑者供述調書等の各葉欄外に記載内容を確認した証として指（押）印を求めた上、末尾に署名及び指（押）印を求めなければならない。この場合における被疑者供述調書等の各葉欄外への指（押）印については、被疑者供述調書等の欄外右下とする。

ウ　ア及びイの状況については、被疑者供述調書等の奥書に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(4)　送致（付）書作成の合理化

ア　送致（付）書（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号。以下「基本書式例」という。）様式第53号）における、犯罪の情状等に関する意見の作成については、別記第２号様式の犯罪の情状等に関する意見（成人用）又は別記第３号様式の犯罪の情状等に関する意見（成人・交通用）を、少年事件送致（付）書（基本書式例様式第55号）における、犯罪の情状等に関する意見の作成については、別記第４号様式の犯罪の情状等に関する意見（少年用）又は別記第５号様式の犯罪の情状等に関する意見（少年・交通用）を用いることができる。ただし、次に掲げる場合は、除くものとする。

(ｱ)　重大犯罪、社会的反響の大きな犯罪、被疑者の身分や犯行の手段方法が特異な犯罪等において、捜査主任官が処分に関する意見を導き出した具体的な理由等を検察官に伝達する必要がある場合

(ｲ)　追送致する犯罪の情状意見が第１回送致又は送付の意見と同じ場合

(ｳ)　被疑者不詳の時効完成切迫事件を送致又は送付する場合

イ　逮捕した被疑者を勾留する必要がある場合において、アに掲げる様式を用いて事件送致するときは、当該事件に係る捜査報告書に勾留の理由、必要性、勾留場所を代用刑事施設とする理由等を具体的に記載するものとし、「勾留請求する場合の検察官への連絡書」の作成までは要しない。

ウ　逮捕した少年被疑者について勾留に代わる観護措置を請求する必要がある場合において、アに掲げる様式を用いて事件送致するときは、当該

事件に係る捜査報告書に勾留に代わる観護措置の請求を必要とする理由及び必要性を具体的に記載するものとし、「被疑者の勾留に代わる観護措置の請求について連絡」の作成までは要しない。

エ　送致書（司法警察職員捜査書類簡易書式例（平成30年最高検企第106号）様式第８号）における、犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見の作成については、別記第６号様式の犯罪事実・犯罪の情状等に関する意見（成人・簡易用）を用いることができる。

(5)　捜査書類の写しの作成

取り扱った事件が次に掲げる事件に該当するときは、必要と認められる捜査書類の写しを作成し、保管しなければならない。

ア　後日証人として出廷することが予想される事件

イ　将来紛議が予想される事件

ウ　その他特に必要と認められる事件

4　事件送致等における指定司法警察員の責任

事件の送致又は送付並びに犯罪捜査規範第199条による微罪処分の報告に当たっては、当該事件を取り扱った所属の長の名（生活安全官、地域官又は刑事官を置く所属にあっては当該生活安全官、地域官又は刑事官の名）で行うものとする。ただし、これらの者が不在その他急を要するなどの事情がある場合においては、上級幹部である指定司法警察員の名をもって行うことを妨げない。

5　重要未検挙事件に係る記録及び証拠物件の保管

本部長指揮事件及び本部長報告事件のうち、いまだ被疑者を検挙していない事件（以下「重要未検挙事件」という。）の記録及び証拠物件は、次に掲げる要領により保管するものとする。

(1)　重要未検挙事件の記録は、１件ごとにまとめて編てつし、表紙に事件名を記載し、本部長指揮事件又は本部長報告事件の区別を朱書し、書類目録を付して継続捜査の状況を明らかにしておくこと。

(2)　重要未検挙事件の記録は、施錠のある保管庫等に保管し、署事件担当課の課長が保管責任者となってその鍵を保管すること。

(3)　重要未検挙事件に係る証拠物件は、「証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（通達甲）」（令和６年12月23日刑企発第439号）に基づき適正に保管すること。

6　犯罪捜査簿の整備

受持区を担当する地域警察官は、別記第７号様式の犯罪捜査簿を備え、所管区内に発生した犯罪について必要な記載をし、捜査の経過を明らかにして

おかなければならない。

7　捜査事故等の報告

捜査を担当する所属長は、不法、不当若しくはその疑いを持たれた捜査上の事故又は捜査に関する紛議が生じた場合は、犯罪捜査規範第274条の定めによるほか、速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、署長にあっては、県本部事件主管課を経由して報告するものとする。

別表第１（第１関係）

本部長指揮事件運用解釈

事件種別		運用解釈
各課共通	１－(1) 国務大臣、国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市町村長その他これらの者に準ずる知名士	「国務大臣」とは、日本国憲法第68条により任命された者をいい、内閣総理大臣を含む。 「その他これらの者に準ずる知名士」とは、前にこれらの職にあった者、市町村議会議長等をいう。
	１－(2) 外交使節、その随員その他これらの者に準ずる外国の知名士	「外交使節」とは、外交交渉を行うために日本国に派遣された外国の使節で、特命全権大使、特命全権公使、弁理公使又は代理公使をいう。 「随員」とは、外交使節の家族又は大使館員の家族をいう。 「これらの者に準ずる外国の知名士」とは、前にこれらの職にあった者、国賓、国際機関の職員、領事又はこれらの者の家族をいう。
	１－(3) 外国軍隊の軍人、軍属又はこれらの者の家族	「外国軍隊」とは、国際条約に基づき日本国に配置された外国の軍隊をいう。 「軍属」とは、軍に所属する文官又は文官待遇者をいう。
	１－(4) 裁判官、検察官又は弁護士	「裁判官」とは、裁判所法（昭和22年法律第59号）第５条に規定された最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補又は簡易裁判所判事をいう。 「検察官」とは、検察庁法（昭和22年法律第61号）第３条に規定された検事総長、次長検事、検事長、検事又は副検事をいい、検察官事務取扱の検察事務官を含む。 「弁護士」とは、弁護士法（昭和24年法律第205号）第８条に規定された弁護士名簿に登録された者をいう。
	１－(5) 警察職員又は特別司法警察職員	「特別司法警察職員」とは、司法警察職員等指定応急措置法（昭和23年法律第234号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）等に基づき刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員として職務を行う者をいう。
	１－(6) 国若しくは地方公共団体の課長以上の者又はこれらの者に準ずる地位にある公務員	「これらの者に準ずる地位にある公務員」とは、国若しくは地方公共団体の出先機関の長又は国若しくは地方公共団体の課長と同等以上の職務権限を有する公務員をいう。
	１－(7) 主要な金融機関、報道機関、会社その他主要な団体の主要役員	「金融機関」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）等に定められた銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、保険会社等をいう。 「報道機関」とは、新聞、放送、雑誌等の大衆媒体をいう。 「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に規定された会社をいう。 「主要な」とは、全国的に著名なものはもとより、おおむね全県下的に影響を及ぼしている会社等で県民のほとんどに周知されているものをいう。 「主要役員」とは、理事、監事、監査役、代表取締役等をいう。

	２－(1) 天皇又は皇族	「皇族」とは、皇室典範（昭和22年法律第３号）第５条に規定された皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃又は女王をいう。
	３－(1) 内乱、外患又は国交に関する事件	「内乱」とは、刑法（明治40年法律第45号）第２編第２章の内乱に関する罪をいう。 「外患」とは、刑法第２編第３章の外患に関する罪をいう。 「国交」とは、刑法第２編第４章の国交に関する罪をいう。
	３－(2) 騒乱、集団逃走、集団暴行、集団による公務執行妨害等多人数による集団的事件	「騒乱」とは、刑法第２編第８章の騒乱の罪をいう。 「集団逃走」とは、刑法第98条の加重逃走の罪のうち２人以上通謀して逃走したものをいう。 「集団による公務執行妨害」とは、集団により行われた刑法第２編第５章の公務の執行を妨害する罪をいう。
	３－(3) 他の都道府県の区域にわたり、又は波及するおそれのある特異若しくは重要な事件	「特異」とは、犯行の動機、手段、方法、性質等が異例なものをいう。 「重要」とは、組織的、計画的又は広域性を有するもので、捜査上困難が予想され、かつ、社会的影響も大きく、事件処理上特別の配意を必要とするものをいう。
	３－(4) 他の捜査機関の捜査と競合し、又は競合するおそれのある特異若しくは重要な事件	「他の捜査機関」とは、検察庁、海上保安庁等の捜査機関をいう。
	３－(5) 来日外国人に係る事件のうち特異又は重要な事件	「来日外国人」とは、日本国籍を有しない者（在日外国人（永住者、特別永住者、永住者の配偶者等をいう。）、外交官、領事官、合衆国軍隊構成員等を除く。）又は国籍が不明な者で、現に日本に居住し、若しくは滞在する者をいう。
	３－(6) 拳銃、小銃若しくは機関銃若しくは砲（以下「拳銃等」という。）又は拳銃部品若しくは拳銃実包に係る事件	「拳銃等」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第３条の４に規定された拳銃、小銃若しくは機関銃又は砲（装薬銃砲であって、武器等製造法（昭和28年法律第145号）第２条第１項に規定する武器に該当するものに限る。）をいう。 「拳銃部品」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第３条の２第１項に規定された拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライドをいう。 「拳銃実包」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第３条の３第１項に規定された拳銃実包をいう。
	３－(7) サイバー事件のうち特異又は重要な事件	「サイバー犯罪」とは、高知県警察組織規則（平成６年公安委員会規則第１号）第14条第１号に規定するサイバー犯罪をいう。
	３－(8) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）に係る事件	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を適用して捜査を行う事件をいう。
	３－(9) 社会的反響が大きく、特に指揮を要すると認められる事件事故	事件事故の重大性、規模、態様、連続性、報道先行状況、社会的背景等から総合的に判断して、社会不安を及ぼし、又は社会問題化するおそれがあり、本部長の指揮が必要と認められる事件事故をいう。

生活安全企画課関係	1　拳銃等以外の銃砲若しくは火薬類の密輸入、製造又はこれらの譲受け若しくは譲渡し事件	「拳銃等以外の銃砲」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第２条第１項第１号に規定された装薬銃砲（拳銃等を除く。）、同項第２号に規定された空気銃及び同項第３号に規定された電磁石銃をいう。 「火薬類」とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定された火薬、爆薬及び火工品をいう。
	3　金融関係犯罪のうち特異又は重要な事件	「金融関係犯罪」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）等に違反する事件又はこれらの取引に係る詐欺等関連事件をいう。
	4　広域的又は組織的に敢行される特異又は重要な悪質商法に係る事件	「広域的」とは、二つ以上の都道府県にわたって捜査するものをいう。 「組織的」とは、会社ぐるみなど組織的に敢行されるものをいう。 「悪質商法に係る事件」とは、商標法（昭和34年法律第127号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）等に違反する事件又はこれらの取引に係る詐欺等関連事件をいう。
	5　風俗事犯のうち特異又は重要な事件	売春防止法（昭和31年法律第118号）第12条に違反する事件、押収物1,000点以上のわいせつ物頒布等事件、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第５号の営業を営む者による賭金100万円以上のゲーム機賭博事件をいう。
	6　警備業法（昭和47年法律第117号）違反事件のうち特異又は重要な事件	警備業法第49条第１項又は第２項の規定による営業の停止又は廃止の命令に違反した事件、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第４条第１項第３号の規定に違反し、警備業法第２条第１項各号に掲げる業務に関し労働者派遣事業を行った事件をいう。
人身安全・少年課関係	1　少年事件のうち特異又は重要な事件	「少年事件」とは、少年法（昭和23年法律第168号）第３条第１項第１号に規定された少年による事件をいう。
	2　少年の福祉を害する事件のうち特異又は重要な事件	「少年の福祉を害する事件」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定された福祉犯に係る事件をいう。
捜査第一課関係	1　強盗・不同意性交等殺人、強盗殺人、殺人又はこれらの疑いのある事件	「強盗・不同意性交等殺人」とは、刑法第181条第１項の不同意わいせつ致死及び監護者わいせつ致死、同法第181条第２項の不同意性交等致死及び監護者性交等致死、同法第241条第３項の強盗・不同意性交等殺人（未遂を含む。）及び強盗・不同意性交等致死の罪をいう。 「強盗殺人」とは、刑法第240条後段の強盗致死及び強盗殺人の罪をいい、未遂罪を含む。 「殺人」とは、刑法第199条の殺人の罪をいい、未遂罪を含む。 「これらの疑いのある事件」とは、初動捜査の結果、いまだ断定するまでには至らないが、これに発展する蓋然性が認められる事件をいう。例えば、所在不明事件のうち、当該所在不明者が何らかの犯罪に巻き込まれ、その生命に危険が及んでいる蓋然性がある事件等をいう。

2　強盗・不同意性交等、強盗致傷、同意性交等致傷又は不同意わいせつ致傷事件	「強盗・不同意性交等」とは、刑法第241条第１項の強盗・不同意性交等の罪をいう。 「強盗致傷」とは、刑法第240条前段の強盗致傷の罪をいい、未遂罪を含む。 「不同意性交等致傷」とは、刑法第181条第２項の不同意性交等致傷及び監護者性交等致傷の罪をいう。 「不同意わいせつ致傷」とは、刑法第181条第１項の不同意わいせつ致傷及び監護者わいせつ致傷の罪をいう。
3　人質立てこもり又は誘拐事件	「人質立てこもり事件」とは、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）に違反する事件をいう。 「誘拐事件」とは、刑法第２編第33章の略取、誘拐及び人身売買の罪に係る事件をいう。
4　凶器を用い、又は火薬類若しくは薬品類を使用する特異又は重要な事件	「凶器」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第２条に規定された銃砲刀剣類をいい、用法上の凶器を含まない。 「薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定された医薬品のほか、劇毒物、麻薬、向精神薬、サリン等の科学物質を含む。
6　航空機、船舶等の不法奪取事件	航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）に違反する事件（いわゆるハイジャック事件）のほか、暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の船舶又は運行中の列車・バス等の公共交通機関を強取し、又は欲しいままにその運航（行）を支配する事件をいう。
7　放火若しくは放火の疑いのある事件又は官公庁、学校、重要文化財その他重要施設の火災事件	「放火」とは、刑法第108条の現住建造物等放火（未遂罪を含む。）、同法第109条の非現住建造物等放火（未遂罪を含む。）、同法第110条の建造物等以外放火、同法第117条第１項の激発物破裂の罪をいう。 「放火の疑いのある事件」とは、初動捜査の結果、いまだ断定するまでには至らないが、事後捜査によりこれに発展する蓋然性が認められる事件をいう。 「重要文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき文部科学大臣が指定した国宝若しくは重要文化財又は県指定文化財等をいう。 「重要施設」とは、不特定多数人が常に出入りしている大工場、銀行、劇場、駅等をいう。
8　公共的施設、公共事業、公共交通機関等に対する破壊若しくは妨害による特異又は重要な事件	「公共的施設」とは、国又は地方公共団体が設置する学校、体育館、公民館、公園等をいう。 「公共事業」とは、運輸、通信、報道、電気、ガス、水道の事業をいう。 「公共交通機関等に対する破壊若しくは妨害による特異又は重要な事件」とは、刑法第２編第11章の往来を妨害する罪のうち特異又は重要な事件をいう。
9　企業恐喝又は被害総額500万円以上の恐喝事件	「企業恐喝事件」とは、企業に対する恐喝事件で組織を挙げて対応する必要がある事件をいう。
10　被害総額500万円以上の窃盗事件	「被害総額500万円以上」とは、認知時において被害総額が500万円以上に達しているもの又は被害総額が500万円以上に達する見込みのあるものをいう。

	11　組織窃盗又は広域にわたる連続窃盗事件	「組織窃盗」とは、多数の被疑者が、首領による指揮系統の下に下見、窃取、盗品の運搬、処分等各行為を分担又は共同して行う窃盗をいう。 「広域にわたる連続窃盗事件」とは、二つ以上の都道府県にわたって捜査を必要とする窃盗事件をいう。
	12　拳銃等以外の銃砲、火薬類、毒劇物、放射性物質又は重要文化財被害の窃盗のうち特異又は重要な事件	「毒劇物」とは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に規定された毒物、劇物又は特定毒物をいう。 「放射性物質」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に定めるものをいう。
	13　特異又は重要な業務上過失致死事件	死者３人以上を伴う事件、航空機、船舶、列車等公共交通機関に係る事件、医療過誤事件、国又は地方公共団体の発注した工事現場における事件のうち、その発注者側に過失責任の認められる事件、その他捜査過程において部外者による専門的知識及び鑑定嘱託が必要と認められる事件等をいう。
捜査第二課関係	1　通貨偽造事件	刑法第２編第16章の通貨偽造の罪に係る事件をいう。
	2　公債証書、官庁の証券若しくは会社の株券の偽造事件又は被害総額300万円以上の有価証券偽造事件	公債証書、官庁の証券若しくは会社の株券又は被害総額300万円以上の有価証券に係る刑法第162条の有価証券偽造等又は同法第163条の偽造有価証券行使等の罪に係る事件をいう。
	3　贈収賄事件	刑法第197条の収賄、受託収賄及び事前収賄、同法第197条の２の第三者供賄、同法第197条の３の加重収賄及び事後収賄、同法第197条の４のあっせん収賄又は同法第198条の贈賄の罪のほか、特別法に規定されるこれらの罪に係る事件をいう。
	4　被害総額1,000万円以上の詐欺（特殊詐欺を除く。）、背任又は横領事件	「詐欺」とは、刑法第246条の詐欺、同法第246条の２の電子計算機使用詐欺、同法第248条の準詐欺の罪をいい、これらの未遂罪を含む。 「特殊詐欺」とは、「高知県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達甲）」（令和６年10月15日組対発第400号。以下「高知県警察組織犯罪対策要綱」という。）第２に規定する特殊詐欺をいう。 「背任」とは、刑法第247条の背任の罪をいい、未遂罪を含む。 「横領」とは、刑法第252条の横領、同法第253条の業務上横領又は同法第254条の遺失物等横領の罪をいう。
組織犯罪対策課関係	1　暴力団による集団抗争事件	「暴力団」とは、高知県警察組織犯罪対策要綱第２に規定する暴力団をいう。 「集団抗争事件」とは、系列の内外を問わず暴力団相互間で行われる暴力団員により敢行される一連の暴力行為事件をいう。
	2　暴力団等、共生者又は準暴力団に関する特異又は重要な事件	「暴力団等」とは、高知県警察組織犯罪対策要綱第２に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等をいう。 「共生者」とは、高知県警察組織犯罪対策要綱第２に規定する共生者をいう。 「準暴力団」とは、高知県警察組織犯罪対策要綱第２に規程する準暴力団をいう。
	3　被害総額1,000万	「被害総額1,000万円以上」とは、認知時において、被害総

	円以上の特殊詐欺事件	額が1,000万円以上に達しているもの又は被害総額が1,000万円以上に達する見込みのあるものをいい、これらの未遂罪を含む。
交通指導課関係	3　多数の死傷者を生じた次に掲げる事故事件 (1)　踏切事故 (2)　群衆又は行列中に突入した事故 (3)　バスの衝突、転落等による事故	「多数の死傷者」とは、２人以上の死者又はおおむね５人以上の負傷者をいう。
	4　死亡又は全治１か月以上の傷害を伴うひき逃げ事故事件	「死亡」とは、被害者が即死した場合及び当該事故によって受傷した傷害が原因で被害者が死亡した場合をいう。 「全治１か月以上の傷害」とは、被害者の受けた傷害の程度が医師によって全治１か月以上と診断された場合をいう。 「ひき逃げ事件」とは、人の死傷を伴う交通事故を起こした車両等の運転者又は当該車両等のその他の乗務員が、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険を防止するなどの措置をとらずに逃走した場合をいい、負傷者の救護等の措置は講じたが、警察官に対する申告を怠ったため、被疑者が判明しない事件を含む。
	7　交通事故事件又は交通特殊事件のうち特異又は重要な事件	「交通事故事件のうち特異又は重要な事件」とは、人の死傷を伴う交通事故で、事故の状況規模等から社会的反響の大きい事件及び危険運転致死傷罪に該当する事件のうち、死者を伴う事件又はおおむね３人以上の負傷者を生じた事件をいう。 「交通特殊事件のうち特異又は重要な事件」とは、交通事故に係る保険金詐欺事件（いわゆる当たり屋事件を含む。）、交通事故の示談を巡る各種事件、自動車の不法改造・不正車検事件、無免許、過積載、過労運転、速度違反等の下命・容認事件、いわゆる白トラ・白バス・白タク等の道路運送法等違反事件及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条（共同危険行為等の禁止違反）に該当する事件のうち、計画的、組織的な交通事件で、事件の規模、内容等から社会的反響の大きい事件をいう。
警備第一課関係	破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反事件その他警備事件のうち特異又は重要な事件	「警備事件」とは、警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第37条、第38条、第39条、第40条及び第41条に定められた国の公安又は利益に係る犯罪及び政治運動、労働運動、その他社会運動に伴って発生する犯罪をいう。 「特異又は重要な事件」とは、犯罪の主体、対象、態様等が組織的、計画的なもの及び政治的背景を有するもの並びにその手段方法が悪質、巧妙なものをいう。

別表第２（第１関係）

本部長報告事件運用解釈

事件種別		運用解釈
各課共通	１　公務執行妨害事件	刑法（明治40年法律第45号）第２編第５章の公務の執行を妨害する罪に係る事件をいう。
	２　公務員による事件	「公務員」とは、国又は地方公共団体の職務を担当・執行する者をいい、法令により公務に従事する職員とみなされる公社等の職員を含む。
	５　社会的反響が大きいと認められる事件事故	事件事故の重大性、規模、態様等から判断して、社会問題化するおそれのある本部長指揮事件の３－(9)以外の事件事故をいう。
生活安全企画課関係	３　爆発物に関する事件	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に違反する事件をいう。
	４　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又は関税法（昭和29年法律第61号）違反事件	外国為替及び外国貿易法又は関税法に違反する事件で、本部長指揮事件以外の事件をいう。
	５　風俗事犯のうち社会的反響が大きな事件	売春防止法（昭和31年法律第118号）に違反する事件、わいせつ物頒布等事件、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に違反する事件、ゲーム機賭博事件、不法就労助長事件、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）又は職業安定法（昭和22年法律第141号）に違反する事件で、本部長指揮事件以外の事件をいう。
	６　警備業法（昭和47年法律第117号）違反事件のうち社会的反響が大きな事件	警備業法第５条第１項の規定による認定の申請をしないで、又はこれに係る同条第２項若しくは第３項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ事件、同法第７条第１項の規定による認定の有効期間の更新の申請をしないで、認定の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ事件、同法第13条（名義貸しの禁止）の規定に違反して他人に警備業を営ませた事件、同法第19条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した事件、同法第22条第１項の規定に違反して、警備員指導教育責任者を選任しなかった事件、同法第40条（機械警備業務の届出）の規定に違反して届出をしなかった事件、同法第48条の規定による指示に違反した事件、偽りその他不正の手段により同法第４条の認定又は同法第７条第１項の認定の有効期間の更新を受けた事件をいう。
人身安全・少年課関係	１　中学生又は高校生等に係る身柄拘束事件	「中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう中学校又は義務教育学校（後期課程）に在籍する14歳以上の少年をいう。 「高校生等」とは、学校教育法にいう高等学校又は高等専門学校に在籍する者で、20歳未満の者をいう。
	２　いじめ又は対教師暴力による少年事件	「いじめによる事件」とは、背景にいじめが介在すると認められる全ての事件をいう。 「対教師暴力による事件」とは、自己の在籍する学校の教師(講師)に対して行われた暴力事犯をいう。

	3　少年の福祉を害する事件のうち社会的反響が大きいと認められる事件	少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯のうち、事件の重大性、規模、態様等から判断して社会問題化するおそれのある本部長指揮事件以外の事件をいう。
サイバー犯罪対策課関係	1　不正指令電磁的記録に関する事件	刑法第168条の２及び第168条の３に規定する不正指令電磁的記録に関する罪に係る事件をいう。
	2　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反事件のうち社会的反響が大きな事件	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事件」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第３条の不正アクセス行為の禁止、同法律第４条の他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止、同法律第５条の不正アクセス行為を助長する行為の禁止、同法律第６条の他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止及び同法律第７条の識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止に違反する事件をいう。
捜査第一課関係	1　逃走事件	刑法第２編第６章の逃走の罪に係る事件をいう。
	2　被災世帯10戸以上の火災事件	「被災世帯」とは、火災により焼損被害を生じた被害世帯をいい、水損を含まない。
	3　出水又は水利に関する妨害事件	刑法第２編第10章の出水及び水利に関する罪に係る事件をいう。
	4　交通機関又は通信機関に対する妨害事件	「交通機関」とは、列車、電車、バス等の公共交通機関をいう（タクシー車両に対する単純な器物損壊等は除く。）。 「通信機関」とは、放送局、電信電話会社又は移動通信会社をいう。 「妨害事件」とは、本部長指揮事件の捜査第一課関係８に該当しない偶発的、単純な事件を含む。
	5　重傷害、傷害致死又は過失致死事件	「重傷害」とは、被害程度が１か月以上の傷害をいう。 「傷害致死」とは、刑法第205条の傷害致死、同法第118条第２項のガス等漏出致死傷、同法第124条第２項の往来妨害致死傷、同法第126条第３項の船車転覆致死、同法第213条後段の同意堕胎致死、同法第214条後段の業務上堕胎致死、同法第216条の不同意堕胎致死、同法第219条の遺棄致死及び保護責任者遺棄致死、同法第221条の逮捕監禁致死の罪をいう。 「過失致死事件」とは、刑法第210条の過失致死又は同法第211条第１項の業務上過失致死及び重過失致死の罪に係る事件のうち、交通事件を除く事件をいう。
	6　強盗又は被害総額100万円以上、連続犯行若しくは特異手口による恐喝事件	「強盗」とは、刑法第236条の強盗（未遂罪を含む。）、同法第237条の強盗予備、同法第238条の事後強盗（未遂罪を含む。）、同法第239条の昏酔強盗（未遂罪を含む。）の罪をいう。 「被害総額100万円以上」とは、被害金額の総計が100万円以上のものをいう。 「連続犯行」とは、犯行形態が単発でなく、同一被疑者又はグループにより複数回の犯行を行うものをいう。 「特異手口」とは、単純な面接犯でなく、現場設定を伴う等犯行の手段、方法が特殊な場合をいう。 「恐喝」とは、刑法第249条の恐喝の罪をいい、未遂罪を含む。
	7　不同意性交等又は不同意わいせつ事件	「不同意性交等」とは、刑法第177条の不同意性交等及び同法第179条第２項の監護者性交等の罪をいい、これらの未遂罪を含む。 「不同意わいせつ」とは、刑法第176条の不同意わいせつ及び同法第179条第１項の監護者わいせつの罪をいい、これらの

		未遂罪を含む。
	8　被害総額300万円以上又は特異手口による窃盗事件	「被害総額300万円以上」とは、認知時において、被害総額が300万円以上に達しているもの又は被害総額が300万円以上に達する見込みのあるものをいう。
	9　暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）違反事件のうち社会的反響の大きな事件	「社会的反響の大きな事件」とは、事件の重大性、凶悪性、規模、態様等から判断して、社会問題化するおそれのある事件をいう。
組織犯罪対策課関係	2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）違反事件	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定された制限行為に違反する行政命令違反事件をいう。
	3　被害総額300万円以上の特殊詐欺事件	「被害総額300万円以上」とは、認知時において、被害総額が300万円以上に達しているもの又は被害総額が300万円以上に達する見込みのあるものをいう。
	4　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）違反事件	覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反する事件で、本部長指揮事件以外の事件をいう。
交通指導課関係	1　ひき逃げ事件のうち本部長指揮事件以外の事件	「本部長指揮事件以外の事件」とは、被害者が受けた傷害の程度が、医師によって全治１か月未満と診断された事件をいう。

別記
第１号様式（第２関係）

捜査主任官指名事件一覧表

指名者		捜査主任官	課　　係

指名の年月日	受理番号	事件名 （他と区別できる程度に簡単に記載）	備考

備考　１　必要に応じ、順次、追加していくこと。
２　受理番号欄には、犯罪事件受理簿の受理番号を記載すること。
３　備考欄には、「○年○月○日送致（送付）」、「○年○月○日起訴」等を記載すること。
４　捜査主任官が事件未処理のまま異動になった場合には、備考欄に引継者、引継年月日を記載して確実に引継を行うこと。

第２号様式（第２関係）

犯罪の情状等に関する意見（成人用）

氏名		年齢	歳

前科・前歴	□有 □無	□窃盗 □詐欺 □傷害 □暴行 □その他（ ）	合計 件
	最終処分	年 月 □懲役・拘禁刑 □執行猶予 □罰金 □その他（ ）	
職業 就学	□有 □無 □捜査中	□勤務先（ ） □就学先（ ） □その他（ ）	
同居の家族等	□有 □無	□配偶者 □子 人 □父 □母 □兄弟（姉妹） 人 □その他（ ）	
供述状況	□自供 □一部否認（□犯意 □行為 □共謀 □その他） □全面否認 □その他（ ）		
犯行の動機等	□遊興費 □生活困窮 □保険金目当て □債務返済 □消費・使用目的 □怨恨 □憤怒 □報復 □性的欲求 □好奇心 □自己顕示 □動機不明 □その他（ ）		
犯行の態様	□計画的 □組織的 □常習的 □継続的 □偶発的 □短絡的 □大胆 □巧妙 □執拗 □卑劣 □残忍 □一方的 □破廉恥 □恋愛感情等のもつれ □自己中心的 □職業的犯罪 □重大結果発生の危険性 □その他（ ）		
被害の程度	□財産被害（ ） □身体被害（ ） □被害者の精神的苦痛（□甚大□軽微） □社会的反響（□大きい□小さい）		
示談・弁償等	□被害品還付 □被害弁償済み □和解・示談成立 □示談成立等の見込みなし □その他（ ）		
被害者感情	□厳重 □相当 □寛大 □その他（ ）		
余罪	□有 □無 □捜査中	□同種余罪 □別罪種 （ ）	
改悛の情	□有 □無	□遵法精神・規範意識の欠如 □虚偽の弁解 □責任転嫁 □その他（ ）	
勾留の必要性	□有	□住居不定 □罪証隠滅のおそれ	
	□無	□逃走のおそれ	
勾留場所		□警察本部	
		□警察署 警察署	□警察施設以外
接見禁止の必要性	□有 □無		
処分意見	□厳重処分 □相当処分 □寛大処分 □然るべく処分		
連絡事項（暴力団等加入、被害者保護の必要性、精神疾患・病歴等）			

※　該当する□内にレ印を付けること。

第３号様式（第２関係）

犯罪の情状等に関する意見（成人・交通用）

氏名		年齢	歳

前科・前歴	□有 □無	□道路交通法違反　□自動車運転過失致死傷 □その他（　　）	合計　　件
	最終処分	年　月 □懲役・拘禁刑 □執行猶予 □罰金 □その他（　　）	
交通違反歴	□有 □無	□酒酔い　□酒気帯び　□無免許 □その他（　　）	合計　　件
職業 就学	□有 □無 □捜査中	□勤務先（　　） □就学先（　　） □その他（　　）	
同居の家族等	□有 □無	□配偶者　□子　人　□父　□母　□兄弟(姉妹)　人 □その他（　　）	
供述状況	□自供　□一部否認（□犯意　□行為　□共謀　□その他）　□全面否認　□その他（　　）		
犯行の動機等 （故意犯に限る）	□好奇心　□自己顕示　□保険金目当て　□動機不明 □その他（　　）		
過失の程度 （過失犯に限る）	被疑者	□有　□無　□大　□中　□小　□交通事故以外	
	被害者	□有　□無　□大　□中　□小　□交通事故以外	
犯行の態様等	□計画的　□組織的　□常習的　□偶発的　□短絡的　□自己中心的 □重大結果発生の危険性　□その他（　　）		
被害の程度	□財産被害（　　） □身体被害（　　） □被害者の精神的苦痛（□甚大□軽微）　□社会的反響（□大きい□小さい）		
示談・弁償等	□示談成立　□進行中　□示談成立の見込みなし　□その他（　　）		
保険加入	□有□無	自賠責（□有　□無）　任意保険（□有　□無）	
被害者感情	□厳重　□相当　□寛大　□その他（　　）		
余罪	□有 □無 □捜査中	□同種余罪 □別罪種 （　　）	
改悛の情	□有 □無	□遵法精神・規範意識の欠如　□虚偽の弁解　□責任転嫁 □その他（　　）	
勾留の必要性	□有	□住居不定 □罪証隠滅のおそれ	
	□無	□逃走のおそれ	
勾留場所	□警察本部		
	□警察署	警察署	□警察施設以外
接見禁止の必要性	□有 □無		
処分意見	□厳重処分　□相当処分　□寛大処分　□然るべく処分		
連絡事項 （暴力団等加入、被害者保護の必要性、精神疾患・病歴等）			

※　該当する□内にレ印を付けること。

第４号様式（第２関係）

犯罪の情状等に関する意見（少年用）

氏名		年齢	歳

非行歴	□有 □無	□窃盗 □詐欺 □傷害 □暴行 □その他（ ）	合計 件
	最終処分	年 月 □少年院送致 □保護観察 □不処分 □審判不開始	
補導歴	□有 □無	□深夜はいかい □喫煙 □飲酒 □怠学 □家出 □その他（	合計 件
就学 職業	□有 □無 □捜査中	□就学先（ ） □勤務先（ ） □その他（ ）	
同居の家族	□有 □無	□父 □母 □兄弟(姉妹) 人 □その他（ ）	
保護者の監護能力	□ある □乏しい □ない □放任 □家出中		
供述状況	□自供 □一部否認（□犯意 □行為 □共謀 □その他） □全面否認 □その他（ ）		
犯行の動機等	□遊興費 □生活困窮 □保険金目当て □債務返済 □消費・使用目的 □怨恨 □憤怒 □報復 □性的欲求 □好奇心 □自己顕示 □動機不明 □その他（ ）		
犯行の態様	□計画的 □組織的 □常習的 □継続的 □偶発的 □短絡的 □大胆 □巧妙 □執拗 □卑劣 □残忍 □一方的 □破廉恥 □恋愛感情等のもつれ □自己中心的 □重大結果発生の危険性 □その他（ ）		
被害の程度	□財産被害（ ） □身体被害（ ） □被害者の精神的苦痛（□甚大□軽微）□社会的反響（□大きい□小さい）		
示談・弁償等	□被害品還付 □被害弁償済み □和解・示談成立 □示談成立等の見込みなし □その他（ ）		
被害者感情	□厳重 □相当 □寛大 □その他（ ）		
余罪	□有 □無 □捜査中	□同種余罪 □別罪種 （ ）	
改悛の情	□有 □無	□遵法精神・規範意識の欠如 □虚偽の弁解 □責任転嫁 □その他（ ）	
勾留に関する意見	勾留の必要性 □有 □無	□住居不定 □罪証隠滅のおそれ	
	勾留に代わる観護措置 □有 □無	□逃走のおそれ	
勾留場所		□警察本部	
		□警察署 警察署	□警察施設以外
接見禁止の必要性	□有 □無		
処遇意見	□審判不開始 □不処分 □短期保護観察 □保護観察 □児童自立支援施設送致 □第一種少年院送致 □第二種少年院送致 □第三種少年院送致 □刑事処分 □その他（ ）		
連絡事項 （非行集団加入、被害者保護の必要性、精神疾患・病歴等）			

※　該当する□内にレ印を付けること。

第５号様式（第２関係）

犯罪の情状等に関する意見（少年・交通用）

氏名		年齢	歳

非行歴	□有 □無	□道路交通法違反　□自動車運転過失致死傷 □その他（　　）	合計　件
	最終処分	年　月　□少年院送致　□保護観察　□不処分　□審判不開始	
補導歴	□有 □無	□深夜はいかい　□喫煙　□飲酒　□怠学　□家出 □その他（　　）	合計　件
交通違反歴	□有 □無	□酒酔い　□酒気帯び　□無免許 □その他（　　）	合計　件
就学 職業	□有 □無 □捜査中	□就学先（　　） □勤務先（　　） □その他（　　）	
同居の家族	□有 □無	□父　□母　□兄弟（姉妹）　人 □その他（　　）	
保護者の監護能力等	□ある　□乏しい　□ない　□放任　□家出中		
供述状況	□自供　□一部否認（□犯意　□行為　□共謀　□その他）　□全面否認　□その他（　　）		
犯行の動機等 （故意犯に限る）	□好奇心　□自己顕示　□保険金目当て　□動機不明 □その他（　　）		
過失の程度 （過失犯に限る）	被疑者	□有　□無　□大　□中　□小　□交通事故以外	
	被害者	□有　□無　□大　□中　□小　□交通事故以外	
犯行の態様等	□計画的　□組織的　□常習的　□偶発的　□短絡的　□自己中心的 □重大結果発生の危険性　□その他（　　）		
被害の程度	□財産被害（　　） □身体被害（　　） □被害者の精神的苦痛（□甚大□軽微）　□社会的反響（□大きい□小さい）		
示談・弁償等	□示談成立　□進行中　□示談成立の見込みなし　□その他（　　）		
保険加入	□有□無	自賠責（□有　□無）　任意保険（□有　□無）	
被害者感情	□厳重　□相当　□寛大　□その他（　　）		
余罪	□有 □無 □捜査中	□同種余罪 □別罪種 （　　）	
改悛の情	□有 □無	□遵法精神・規範意識の欠如　□虚偽の弁解　□責任転嫁 □その他（　　）	
勾留に関する意見	勾留の必要性 □有 □無	□住居不定 □罪証隠滅のおそれ	
	勾留に代わる観護措置 □有 □無	□逃走のおそれ	
勾留場所	□警察本部		
	□警察署	警察署　□警察施設以外	
接見禁止の必要性	□有 □無		
処遇意見	□審判不開始　□不処分　□交通短期保護観察　□交通保護観察 □児童自立支援施設送致 □第一種少年院送致 □第二種少年院送致　□第三種少年院送致 □刑事処分　□その他（　　）		
連絡事項 （非行集団加入、再犯のおそれ、被害者数、精神疾患・病歴等）			

※　該当する□内にレ印を付けること。

第６号様式（第２関係）

犯罪事実・犯罪の情状等に関する意見（成人・簡易用）

氏名		年齢	歳

犯罪事実			

犯罪の情状等に関する意見	前科・前歴	□有 □無	□窃盗　□詐欺　□傷害　□暴行 □その他（　　）	合計　件
		最終処分	年　月□懲役・拘禁刑□執行猶予□罰金□その他（　　）	
	職業 就学	□有 □無	□勤務先（　　） □就学先（　　） □その他（　　）	
	同居の家族等	□有 □無	□配偶者　□子　人　□父　□母　□兄弟(姉妹)　人 □その他（　　）	
	供述状況	□自供　□その他（　　）		
	犯行の動機等	□遊興費　□生活困窮　□債務返済　□消費・使用目的 □憤怒　□好奇心　□自己顕示 □その他（　　）		
	犯行の態様	□単純　□偶発的　□証拠明白 □その他（　　）		
	被害の程度	□財産被害（　　） □身体被害（　　） □その他　（　　）		
	示談・弁償等	□被害品還付　□被害弁償済み　□和解・示談成立 □その他（　　）		
	被害者感情	□厳重　□相当　□寛大　□その他（　　）		
	余罪	□有 □無	罪名（　　） 件数（　　）	
	改悛の情	□有 □無	□遵法精神・規範意識の希薄　□責任転嫁 □その他（　　）	
	処分意見	□厳重処分　□相当処分　□寛大処分　□然るべく処分		
	連絡事項等			

※　該当する□内にレ印を付けること。

第７号様式（第２関係）

犯罪捜査簿

			公訴時効完成			年　月　日					
第　号	現行	通常	緊急	不拘束	告訴	告発	自首	親告	非親告	単独	共犯

事件名		報告 年月日	年　月　日
日時・天候	年　月　日午前後　時　分天候		
場所			
被害者 住居・職業 氏名・年齢			
届出受理日時	年　月　日午前後　時　分天候		
届出人	被害者との関係 氏名	受理者	
現場臨検月日	年　月　日	臨検者	
被害通報票 作成年月日	年　月　日	同作成者	
検挙年月日	年　月　日	検挙者	
検挙の 端緒			
被疑者 本籍・住居 職業・氏名 年齢		被疑者 人相 着衣 特徴 携帯品	
遺留品 種別、数量		遺留品 処置	

犯罪の手段方法	

被害金品	数量	金額	特徴その他参考事項

参考	
捜査の経過	